うえの事務所通信

こんにちは！　大分暖かくなりましたね。先日，館林は日中，２５度を記録し，ＴＢＳが取材に来ていました。

暖かくなったとはいえ，季節の変わり目で，朝晩や日ごとの気温差が大きいので，風邪などを引かぬよう体調にご留意ください。

勉強会の様子

先日，群馬県社労士会の太田支部で研修会の講師をさせていただきました。20 名を超える先生が参加くださり，残業代請求の問題がどのような背景で起きるか，裁判等になるとどうなるのか，いくらくらい払う事例があるか，などを話してきました。

お医者さん，歯医者さんが携わる医療の世界では，予防医学が重要だと考えられています。

健康のために運動をしたり，歯の定期検診をしたりクリニーングをしたりするのは，後で病気や虫歯にならないようにするためのもので，私も日々実践していて，効果があがっているように思います。

法務でも，予防法務というものがあり，残業代請求の問題は，まさに予防法務に該当します。残業代を請求されてから対処するのでは遅く，予防できるよう，問題が起こる前に，会社の給料体系を変えたり労働環境を変えたりすることが重要となってきます。残業代請求の予防は，顧問先の労務に日常的に関わっている社労士先生が日々直面している問題で，容易なことではないのですが，顧問先のためにしっかりその問題に向き合う必要があり，私も微力ながらお手伝いしたいと思っています。

先日，館林市内のとある天ぷら屋さんに行ってきました。

この店はお隣の栃木県の弁護士に「先生の住んでいる館林に良い店あるよ」と教えてもらったものです。

インターネットで場所を調べたら，館林市のはずれにあり，実際に行ってみても，お店の周りは田んぼ以外何もないような場所でした。

こんなところ（「こんな」とは周りに何もないところという意味です），お客さんいるのかなと思いましたが，駐車場には車がたくさん停まっていて，店もカウンターは満席でした。

味は，旬の物をふんだんに使っていて素晴らしく締めにかき揚げのお茶漬けが出てきて，これも絶品でした。

不便な場所にあっても，美味しいものを出すお店はやはり繁盛しますね。

「うえの事務所通信」VOL.19　H30.3.30
発行編集責任者　弁護士上野俊夫
住所　群馬県館林市本町 2-2-14　アドホック館林 2F　電話 0276-56-4736　FAX　0276-56-4735
E-MAIL　ueno-law@kfa.biglobe.ne.jp　URL　http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/